

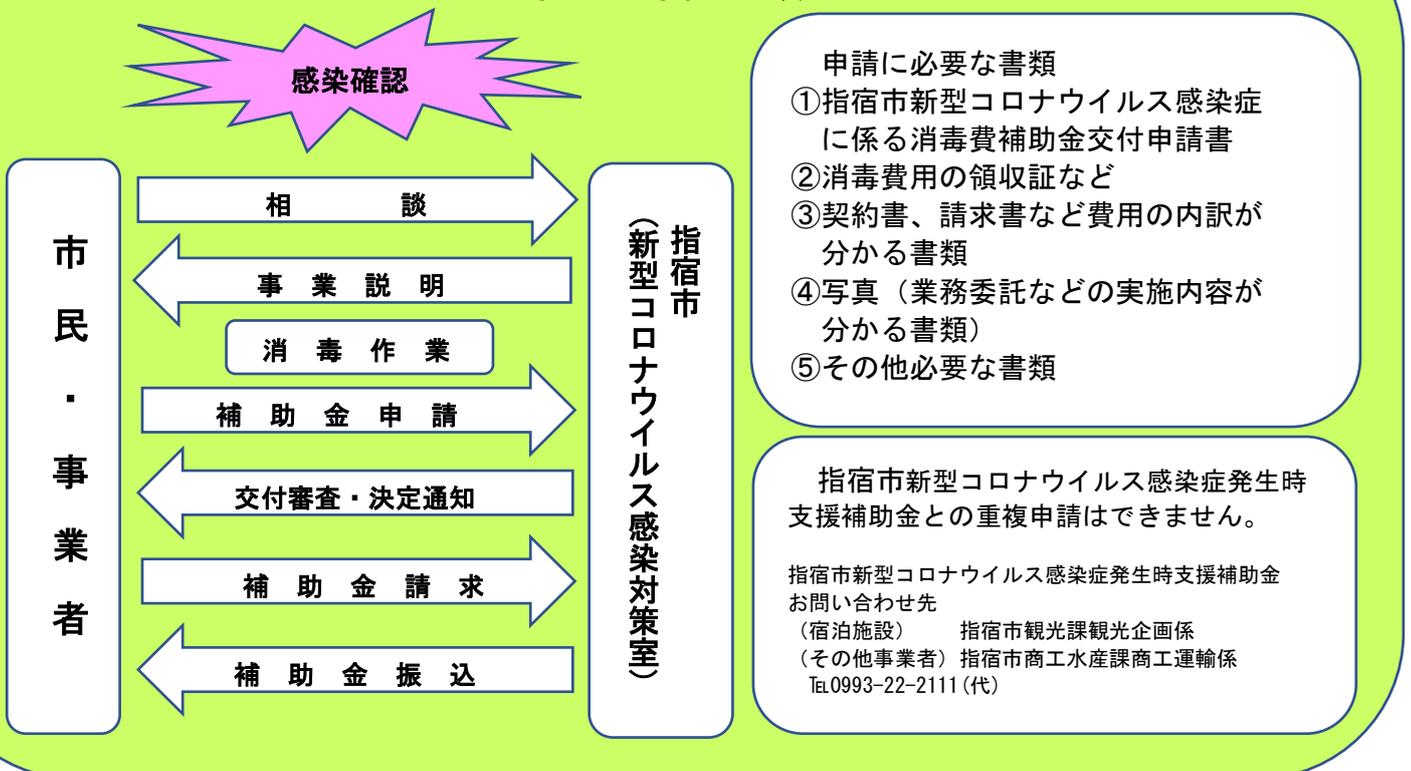
# 新型コロナウイルス感染症に係る消毒費補助金

新型コロナウイルス感染者が確認された住宅、事業所等の消毒費用を補助します。

## 補助の概要

- 補助対象者
  - ①市内に住所を有する方が感染した場合
  - ②市内に事業拠点を有する事業者で、その事業拠点到勤務する従業員が感染した場合※ただし、暴力団及びその構成員や公序良俗に反する事業または、サービスの提供を行っている者などは除きます。
- 補助対象経費 市内に所在する住宅及び事業所等の消毒に要する経費  
※国、県等による同様の補助金等を受る場合は、補助対象経費から国等の補助金の額を差し引きます。
- 補助額 補助対象経費の10分の10以内（上限10万円）  
※指宿市新型コロナウイルス感染症発生時支援補助金の補助対象者は除きます。
- 対象期間 令和2年7月1日から令和3年3月31日までの期間に対象経費の支払いを行った場合。

## 基本的な申請手順



お問い合わせ先  
指宿市健康福祉部健康増進課新型コロナウイルス感染対策室  
☎0993-22-2111 (内) 629・634